

令和7年 3月21日

日本メッキ工業株式会社 行動計画

< 次世代法（第4回） >

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月1日～令和 9年 3月31日までの2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標：全社員の有給休暇取得率を50%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 令和 7年 4月～ 有給休暇の取得率が低い部署の管理職とその部下に管理部が面談を実施する。
- 令和 8年 4月～ 達成未達の場合、時季指定有給休暇の増加を検討する。

※上記は令和4年4月1日に策定した「女性活躍法（第1回）」の継続実施項目である。